債 権 譲 渡 通 知 書

				<u>′</u>	年 月	日
広島県県税事務所 (広島県知事 様)	長 様(※1)					
譲渡人(納税義務	去) (※1)					
住所(所在						
氏 名(名)	称)				(FI)	
·	号 ()	_		<u> </u>	
※注意 氏名欄は、	<u>必ず自署・押印</u> してく	ださい。法人の場合は	ゴム印等で構います	せんが、代表者印を	押印してくださ	γ ,°
次の自動車に係る自動車税	• 自動車取得税	の過誤納金の還付	付請求権を,	年	月日	C
次の者(譲受人)に譲渡した ◎ 自動車	ので通知します	o				
登 録 番 号	広 · 広	島 • 福山				
賦 課 年 度	年度	納税通知書番号		一手如儿		
過誤納金発生理由等 ◎ 譲 受 人	年	月日打	末消登録 (※2)	• 二重納付		
	〒 –					
氏 名(名称)						
電 話 番 号	()	_	(1	担当者)	
※1 管轄県税事務所・譲渡人 うえ、記入してください。』						
は,変更されたことが確認 ※2 過誤納金の発生理由が 抹			-	+1 てくがさい		
注意事項	<u>日五秋〜〜物口</u> (☆, <u>小川</u>	日立大学の日本の「日本	MS4 (3-0) (2-10/N):	1000,000		
○ この書類の <u>提出期間は過誤納</u> れた場合は、原則納税義務者に		じた日(抹消登録等	の日) から1週	間以内です。 期	限を過ぎて提	
4 07に勿口(よ, /示見)が71元表7方11(し)	古払います					出さ
○ 譲渡人(納税義務者)及び譲受力	に未納の徴収金か				と人へ支払いま	
○ 譲渡人(納税義務者)及び譲受 / ○ 債権譲渡に係る支払金を譲受	に未納の徴収金か				と人へ支払いま	
	(に未納の徴収金が 人へ支払う場合に)	は,譲渡人(納税義		おを通知します。		
○ 債権譲渡に係る支払金を譲受○ 口座振替による支払いを	<u>【に未納の徴収金か</u> 人へ支払う場合には 希望する場合【	は,譲渡人(納税義		おを通知します。	と人へ支払い コード (記入不要)	
○ 債権譲渡に係る支払金を譲受	に未納の徴収金が 人へ支払う場合には 希望する場合【	は,譲渡人(納税義		おを通知します。		
○ 債権譲渡に係る支払金を譲受② 口座振替による支払いを広島県 県税事務所	に未納の後収金が 人へ支払う場合には 希望する場合【 所長 様)	は,譲渡人(納税義 譲受人が記入】	務者)へその旨	京を通知します。 所有者	コード(記人不要)	きす。
○ 債権譲渡に係る支払金を譲受② 口座振替による支払いを広島県	に未納の後収金が 人へ支払う場合には 希望する場合【 所長 様)	は,譲渡人(納税義 譲受人が記入】	務者)へその旨	fを通知します。 ^{所有者} 「 金口座へ振替	コード(記人不要)	きす。
○ 債権譲渡に係る支払金を譲受○ 口座振替による支払いを広島県 県税事務所 (広島県知事様広島県から私に支払われる」	に未納の後収金が 人へ支払う場合には 希望する場合【 所長 様)	は,譲渡人(納税義 譲受人が記入】	務者) へその旨	京を通知します。 所有者	コード (記人不要)	きす。
 ○ 債権譲渡に係る支払金を譲受 ○ 口座振替による支払いを 広島県 県税事務所(広島県から私に支払われる」 住所(所在地)(〒 氏名(名称) 	に未納の後収金が 人へ支払う場合には 希望する場合【 所長 様)	は,譲渡人(納税義 譲受人が記入】	務者) へその旨	所有者 原有者 金口座へ振替 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	コード (記人不要)	きす。
○ 債権譲渡に係る支払金を譲受	に未納の後収金が 人へ支払う場合に(希望する場合【 	は、譲渡人(納税義 譲受人が記入】	務者) へその旨 金は, 次の預 (注 店 备	所有者 原有者 金口座へ振替 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	コード (記人不要)	きす。
○ 債権譲渡に係る支払金を譲受	に未納の後収金が 人へ支払う場合に(希望する場合【	は、譲渡人(納税義 譲受人が記入】	務者) へその旨 金は, 次の預 (注 店 备	所有者 原有者 金口座へ振替 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	コード (記人不要)	きす。

※ 振込先口座は譲受人の口座を記入してください。※ ゆうちょ銀行の口座へ振替希望の場合は、振込用の専用番号であることを確認してください。☆ この通知書を提出する際は、必ず控えをとって、大切に保管してください。